

生駒市市民自治検討委員会調査部会（第6回）

日 時 平成20年11月14日（金）

午後1時

場 所 生駒市コミュニティセンター205会議室

次 第

案 件

- 1 当部会の検討事項について
 - (1) 議会の役割と権限について
 - (2) 議会の責務等について
 - (3) 議会の会議・会期外活動について
 - (4) 議員の役割・責務について

- 2 その他

生駒市市民自治検討委員会調査部会（第6回）検討資料

各市町条例

(1) 議会の役割と権限

【ニセコ町】

(議会の役割)

第17条 議会は、町民の代表から構成される町的意思決定機関である。

2 議会は、議決機関として、町の政策の意思決定及び行政活動の監視並びに条例を制定する権限を有する。

【生野町】

(議会の役割と責務)

第10条 議会は、町民の代表として選ばれた議員によって組織された生野町における最高意思決定機関であり、町民の意思が町政に反映されることを念頭において活動しなければならない。

【多摩市】

(市議会の設置)

第8条 住民の直接選挙による議員で構成された、市の意思決定機関として市議会を設置します。

(市議会の権限)

第9条 市議会は、市の重要事項を議決する権限並びに市の執行機関に対し、監視及びけん制する権限を有します。

2 市議会は、法令の定めるところにより、条例の制定改廃、予算、決算の認定等を議決する権限並びに執行機関に関する検査及び監査の請求等の権限並びに市政に関する調査及び国又は関係機関に意見書を提出する等の権限を有します。

【伊賀市】

(議会の役割と権限)

第38条 市議会は、法令で定めることにより、有権者により選出された議員によって構成される市の意思決定機関である。

2 市議会は、市の重要な政策について議決する権限及び市政運営を監視し、牽制する機能を有する。

3 市議会は、法令で定めるところにより、条例の制定改廃、予算、決算の認定等を議決するとともに、執行機関に対する検査及び監査請求等の権限を有する。

【名張市】

(議会の役割、権限等)

第6条 市議会は、市の意思決定機関であるとともに、市政の運営を監視し、けん制する機能を果たすものとする。

2 市議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の定めるところにより、条例の制定改廃、予算の決定、決算の認定等を議決するほか、市政に係る基本的な事項で別に条例で定めるものを議決する。

【篠山市】

(議会の役割及び責務)

第13条 市議会は、市の意思決定機関として、市民の意思が適切に反映されるよう、市政を監視するものとする。

生駒市としての考え方
(基本構想及び条例案
例示等)

【基本構想】

(議会の役割と権限)

- 市議会は、団体意思の決定機関であるとともに、市民自治を推進する機関であることを規定する。
- 市議会は、法律（政令を含む。以下「法律等」という。）に定められたもの以外の市の重要事項を議決する権限を有すること並びに市の執行機関を監視及びけん制する権限を有すること並びに市議会が有する法律等に定められた議決権を規定する。

【条例案例示】

(議会の役割と権限)

市議会は、団体意思の決定機関であるとともに、まちづくりを推進する機関である。

- 2 市議会は、市の重要事項を議決する権限並びに市の執行機関に対し、監視及びけん制する権限を有する。
- 3 市議会は、法律等の定めるところにより、条例の制定改廃、予算、決算の認定等を議決する権限、並びに執行機関に対する検査及び監査の請求等の権限並びに市政に関する調査及び国又は関係機関に意見書を提出する等の権限を有する。

【条例解説案例示】

- 市議会は、市民の負託に応じて、自治体としての生駒市の意思を決定する機関であるとともに、市長をはじめとする執行機関と同様、市民との協働によりまちづくり（市及び市民が行う生駒市づくり）を推進する役割を担う機関であることを定めています。
- 市議会は、本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想などの市の重要事項を議決する権限や議事運営等を通じて執行機関の適正な行政運営が図られているかどうかについて、監視、けん制する権限があることを定めています。
- 市長と独立対等な二元代表制を担っている市議会の権限について、条例の制定改廃や予算、決算の認定を議決する権限をはじめ、検査権、検査請求権、調査権及び国等に対する意見書の提出権などの地方自治法の規定を確認するものです。

【地方自治法に定められている主な議会の権限】

- ・議決権（第96条の議決事項として、条例の制定改廃、予算の決定など15項目）
- ・選挙権（第97条、第103条、第182条）
- ・検閲・検査権、監査請求権（第98条）
- ・意見書提出権（第99条）
- ・調査権（第100条）
- ・長の不信任議決権（第178条）

各市町条例

(2) 議会の責務等

【ニセコ町】

(議会の責務)

第18条 議会は、議決機関としての責任を常に自覚し、将来に向けたまちづくりの展望をもって活動しなければならない。

2 議会は、広く町民から意見を求めるよう努めなければならない。

3 議会は、主権者たる町民に議会における意思決定の内容及びその経過を説明する責務を有する。

(議会の組織等)

第19条 議会の組織及び議員の定数は、まちづくりにおける議会の役割を十分考慮して定められなければならない。

【生野町】 【第10条再掲】

(議会の役割と責務)

第10条 議会は、町民の代表として選ばれた議員によって組織された生野町における最高意思決定機関であり、町民の意思が町政に反映されることを念頭において活動しなければならない。

第11条 議会は、行政活動が常に民主的で、効率的に行われているかを調査・監視するとともに、町の政策水準の向上及び行政運営の円滑化に努めなければならない。

第12条 議会は、議会活動に関する情報を町民に分かりやすく説明する責任を有するとともに、情報公開請求に関しては誠実に応えるよう努めなければならない。

【多摩市】

(市議会の責務)

第10条 市議会は、その権限を行使することにより、私たちのまちの自治の発展及び市民の福祉の向上に努めなければなりません。

2 市議会は、情報を公開し、市民に開かれた議会運営に努めなければなりません。

【伊賀市】

(議会の責務)

第39条 市議会は、市政の審議・議決機関であること責任を常に認識し、長期的展望をもって意思決定に臨むとともに、市政の点検と改善とその実施を求め、活動しなければならない。

2 市議会は、行政活動が常に民主的で、効率的に行われているかを調査・監視するとともに、市の政策水準の向上を図り、市独自の施策を展開させるため、立法機能の強化に努めなければならない。

3 市議会の会議は討論を基本とし、議決に当たっては意思決定の過程及びその妥当性を市民に明らかにしなければならない。

4 市議会の組織及び議員の定数は、法令の範囲内でこの条例に基づく議会の役割を十分考慮して定めなければならない。

(議会の情報共有と市民参加)

第40条 市議会は、議会が有する情報を公開するとともに、全ての会議を原則として公開とし、立法過程から市民と情報を共有するよう努めなければならない。

2 前項に関することは、別に定める。

3 市議会は、議会活動に関する情報を市民に分かりやすく説明する責任を有し、情報提供の充実に努めなければならない。

【名張市】

	<p>(議会の責務)</p> <p>第7条 市議会は、市民との情報共有を図り、開かれた議会運営に努めなければならない。</p> <p>2 市議会は、市政を調査し、条例議案を提出するなど政策形成機能の強化とその活用に努めなければならない。</p> <p>【篠山市】</p> <p>(議会の役割及び責務)</p> <p>第13条</p> <p>2 市議会は、全ての会議を原則公開とし、議会の保有する情報を市民と共有し、開かれた議会運営を行うものとする。</p> <p>3 市議会は、市議会議員が次条の責務を果たすため、政策研究活動等の支援体制を整備するものとする。</p>
<p>生駒市としての考え方 (基本構想及び条例案 例示等)</p>	<p>【基本構想】</p> <p>(議会の責務等)</p> <p>●市議会は、議決機関としての責任を自覚し、長期的展望をもって活動すること、民意の掌握に努めなければならないこと、意思決定に係る説明責任を有すること、市民との情報共有に基づく開かれた議会運営に努めなければならないこと及び立法機能の強化に努めなければならないこと並びに市議会の組織及び議員定数は、議会の役割を十分考慮して定められなければならないことを規定する。</p> <p>【条例案例示】</p> <p>(議会の責務等)</p> <p>市議会は、議決機関としての責任を常に自覚し、長期的展望をもって活動するとともに、広く市民から意見を求めるよう努めなければならない。</p> <p>2 市議会は、主権者たる市民に議会における意思決定の内容及びその経過を説明する責務を有する。</p> <p>3 市議会は、市民との情報共有を図り、開かれた議会運営に努めなければならない。</p> <p>4 市議会は、市の政策水準の向上を図り、市独自の施策を展開させるため、立法機能の強化に努めなければならない。</p> <p>5 市議会の組織及び市議会議員の定数は、この条例に基づく議会の役割を十分考慮して定められなければならない。</p> <p>【条例解説案例示】</p> <p>●市議会は、市民の代表機関として、将来展望を持った総合的な視野での判断や活動が求められるとともに、民意の掌握に努めなければならないことを定めています。</p> <p>●市議会は、意思決定における議論の内容及び経過を明らかにし、市民に分かりやすく説明、公表する責務があることを定めています。</p> <p>●市議会を市民に開かれた機関とするため、積極的な情報提供を行い、市民参加の推進に努めるべきことを規定しています。</p> <p>●市議会は、生駒市の実状に応じた独自の施策展開を進めるため、議会が有する立法などの政策立案機能の強化に努めなければならないことを定めています。</p> <p>●市議会の定数は、地方自治法第91条で規定されていますが、議会の組織及び定数は、意思決定機関として、また、本市のまちづくりを推進する役割を担う市民の代表機関として、本条例上の議会の役割を考慮し、自主的な判断に基づいて決定されるべきことを規定するものです。</p>

<p>各市町条例 (3) 議会の会議・会期外活動</p>	<p>【ニセコ町】 (議会の会議) 第20条 議会の会議は、討議を基本とする。 2 議長は、説明のため本会議に出席させた者に議員への質問及び意見を述べさせることができる。 (会議の公開) 第21条 議会の会議は公開とする。ただし、非公開とすることが適当と認められる場合は、この限りではない。 2 前項ただし書により非公開とした場合は、その理由を公表しなければならない。 (議会の会期外活動) 第22条 議会は、閉会中においても、町政への町民の意思の反映を図るため、まちづくりに関する調査及び検討等に努める。 2 前項の活動は、議会の自主性及び自立性に基づいて行われなければならない。 (政策会議の設置) 第23条 議会は、本会議のほか、まちづくりに関する政策を議論するため、政策会議を設置することができる。 2 前項の会議は議長が招集し、議事運営にあたるものとする。</p> <p>【伊賀市】【第3項まで再掲】 (議会の情報共有と市民参加) 第40条 市議会は、議会が有する情報を公開するとともに、全ての会議を原則として公開とし、立法過程から市民と情報を共有するよう努めなければならない。 2 前項に関することは、別に定める。 3 市議会は、議会活動に関する情報を市民に分かりやすく説明する責任を有し、情報提供の充実に努めなければならない。 4 市議会は、会期外においても市政への市民の意思の反映を図るため、市の施策の検討、調査等の活動をし、市民との対話の機会を設けなければならない。 5 市議会は、議会の会議に出席を求めた者を協議に加えることができる。 6 市議会は、市民からの請願等に関して、その趣旨や意見を表明する機会を設けなければならない。</p> <p>【篠山市】【再掲】 (議会の役割及び責務) 第13条 2 市議会は、全ての会議を原則公開とし、議会の保有する情報を市民と共有し、開かれた議会運営を行うものとする。</p>
----------------------------------	--

生駒市としての考え方
(基本構想及び条例案
例示等)

【基本構想】

●市議会の会議は討議を基本とすること並びに市議会は、全ての会議を原則公開とすること及び会期外においても、議会の自主性及び自立性に基づいて市の施策の検討、調査に努めなければならないことを規定する。

【条例案例示】

(議会の会議・会期外活動)

市議会の会議は、討議を基本とする。

2 市議会は、全ての会議を原則公開とする。ただし適当と認められるときは、非公開とすることができる。この場合においては、その理由を公表しなければならない。

3 市議会は、会期外においても、市政への市民の意思の反映を図るため、議会の自主性及び自立性に基づいて市の施策の検討、調査等に努めなければならない。

【条例解説案例示】

●市議会は、市民の代表機関であるとともに、議論し、意思決定をしていく機関でもあることから、開かれた議会での議論が意思決定過程の透明性を高め、市民の意思を反映したものになるという考え方に基づき、「議論の重要性」について規定するものです。

●開かれた議会として議会での審議過程を明らかにするとともに、市民が自由に、また、積極的に会議を傍聴できるように会議の原則公開を定めています。ただし、地方自治法第115条の規定による秘密会とした場合は、その理由を公表しなければならないとしています。

【地方自治法】

第115条 普通地方公共団体の議会の会議は、これを公開する。但し、議長又は議員3人以上の発議により、出席議員の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

●議会は、会期中における議会の権限の行使だけでなく、会期外においても、市政への市民意思の反映のため、独立機関として市の施策等の検討や調査に努めなければならないことを定めています。

各市町条例

(4) 議員の役割・責務

【ニセコ町】

(議員の役割及び責務)

第24条 議員は、町民から選ばれた公職者として自ら研さんに努めるとともに、公益のために行動しなければならない。

2 議員は、基本的人権の擁護と公共の福祉の実現のため、政策提言及び立法活動に努めなければならない。

【多摩市】

(市議会議員の責務)

第11条 市議会議員は、市民の代表者としての品位と名誉を保持し、常に市民全体の利益を行動の指針とします。

2 市議会議員は、市議会の責務を遂行するため、自己研鑽に努めなければなりません。

【伊賀市】

(議員の責務)

第41条 市議会議員は、市民の負託に応え、公平・公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

2 市議会議員は、市民の代表者としての品位と責務を忘れず、常に市民全体の福利を念頭におき行動しなければならない。

3 市議会議員は、議会の責務を遂行するため、常に自己の見識を高めるための研鑽を怠らず、審議能力及び政策提案能力の向上に努めなければならない。

【名張市】

(議員の責務)

第8条 市議会議員は、市民の信託にこたえ、自己の研さんに努めるとともに、誠実に職務を遂行しなければならない。

【篠山市】

(議員の責務)

第14条 市議会議員は、議会運営を通じて自治の実現、まちづくりの推進に努めなければならない。

2 市議会議員は、総合的な視点に立って、公正かつ誠実に職務を遂行し、市民の負託に応えなければならない。

3 市議会議員は、政策の提言及び提案に努めなければならない。

生駒市としての考え方
(基本構想及び条例案
例示等)

【基本構想案】

●市議会議員の職務遂行及び行動の規範並びに能力向上のための努力義務を規定する。

【条例案例示】

(市議会議員の責務)

市議会議員は、市民の負託に応え、公平、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

2 市議会議員は、市民の代表者としての品位と名誉を保持し、常に市民全体の福利を念頭に置き行動しなければならない。

3 市議会議員は、議会の責務を遂行するため、常に自己研鑽に努め、審議能力及び政策提案能力の向上に努めなければならない。

【条例解説案例示】

●市議会議員は、議決機関としての意思決定に当たり、責任を負って市民から任される立場であることから、公平、公正、誠実に職責を果たすべきことを定めています。

●市議会議員は、特定の地域や団体などの代表ではなく、市民全体の代表者である議員としての品位と名誉を保持し、市民全体の利益を行動の指針としなければならないことを定めています。

●市議会議員には、分権時代における生駒市づくりを進める上で必要な、政策の提言や提案の一層の向上が期待されることから、そのため常に自己研鑽に努めていくべきことを規定しています。